

第65号

編集・発行 (公財)滋賀県生活衛生営業指導センター

生衛しが

大津市打出浜 13-22 TEL 077-524-2311 URL <http://www.shigalife.or.jp/> E-mail shigacenter@seiei.or.jp

安全・安心の目印

理容店・美容店・クリーニング店
のお店選びはSマーク登録店で!



厚生労働大臣認可

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

「スタッフの小さな意識改革を 通じてビジョンを実現する方法」



顧問税理士 山本 哲郎 (ビジョナリー会計事務所)

1. はじめに

経営者は日々の経営において、「設備をリニューアルしてもっとお客様に快適な空間を提供したい」「スタッフにもっと給料・休暇を与えて生活を安定させてあげたい」「自分の給料を上げて家族をもっと安心させたい」など様々な想いをお持ちのことと思います。そして、そうした将来のビジョンをスタッフと共有して一丸となつてビジョン実現に邁進したいと考えている経営者は多いと思います。

しかし一方で、日々の現場でのスタッフの行動において、「お客様からのキャンセル連絡に、良かったという反応」「もうこれ以上仕事が増えるのは勘弁して下さいといった態度」「材料など経費の使い方にコスト意識がない」など、経営者の苛立ちは数多く存在します。

そうした日常に起こる違和感の積み重ねから、「こういうのは普通なのか? 何とかならないものかなあ、でも諦めるしかないのか」と自問自答しながら、「スタッフと組織を良くしていこう」という気持ちと一緒に持てればなあ、でもどう想いを伝えればいいのか」と

板挟みで悩むことがあるかと思えます。そこで今回は、スタッフを巻き込みながらビジョンを実現する方法についてまとめてみたいと思います。

2. 実施手順

実施手順は大きくは以下の3つのステップです。

① (ステップ1) ビジョンと収支を明確にして自社の基準をつくる。

② (ステップ2) 同業種の一般的な収支を図にしてスタッフと共有する

③ (ステップ3) 自社の収支を基に、スタッフミーティングを習慣化する

以下にて、それぞれの内容についてみていきます。

3. (ステップ1) ビジョンと収支を明確にして自社の基準をつくる。

例えば今後3年間で、設備の入れ替え、スタッフ1名採用、経営者給料アップを実現したいというビジョンがある場合、まずはそのビジョンを実現できる必要売上高を算出します。

算出手順は、①必要利益の確定②固定費の設定③必要売上高の算出となります。

算出にあたり、ツールとしてストラック図を使用します。

ストラック図とは、事業収支を図に表したもので(以下にサンプル掲載)、収支のポイントである、売上・変動費・粗利益・固定費(人件費・その他固定費)・利益の5つで収支を見える化したもので、経営を俯瞰する上で効

果的なツールです。

①の必要利益の確定は、仮に設備の入れ替え投資額600万円とした場合、年間200万円ずつ3年間貯める必要があり、これを利益で貯めるため税金(便宜上ここでは30%で計算)を考慮すると逆算で285万円の年間利益が必要になります。

次に、②では昨年の決算書から固定費を調べ、スタッフ1名採用による増加分を調べ、経営者給料アップ分を加算して算出します。仮に昨年の固定費が1500万円、今期の増加分が500万円で合計2000万円とします。

そして③では、昨年の粗利益率を調べ、ひとまず前年と同じと仮定して(予め粗利益率の変化が予想できる場合には予想粗利益率を使用)、①+②の合計額を粗利益率で割って売上高を逆算で算出します。仮に昨年の粗利益率80%とすると、285万円(利益)+2000万円(固定費)÷2285万円÷80%(粗利益率)≒2856万円がビジョン実現のための必要売上となります。

以上からまず、経営者自らが、ビジョンとそれを実現するための収支を把握することが第一歩であり事前準備となります。

売上高 100	変動費 20		
	粗利額	固定費	人件費
粗利率 80	分配率	75	その他固定費 25
	利益	5	

ストラック図

栄えある受賞 おめでとつづいづいいます。

平成二十六年度の生活衛生功労者として、次の方々が栄えある厚生労働大臣賞および全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰を受賞されました。受賞されました皆様方は、長年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と生活衛生業界の発展のために顕著な功績あげられた方々であり、日頃のご研鑽に敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

なお、厚生労働大臣・中央会理事長表彰式は、平成二十六年十月二十八日に東京のホテルニューオオタニで執り行われました。

◎厚生労働大臣表彰

井 上 信 吾 氏

滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合 理事

上 田 弘 行 氏

滋賀県食肉生活衛生同業組合 副理事長

◎(一社)全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰

玄 田 宗 七 氏

滋賀県美容業生活衛生同業組合 理事長

4. 〈ステップ2〉同業種の一般的な収支を図にしてスタッフと共有する

自社が所属する業種の一般的な収支を図にしてスタッフと共有する目的は、次の2つをスタッフに理解してもらうためです。1つ目は、利益の残る経営が、スタッフの働きやすい職場環境へと繋がる全ての元となることを理解してもらうため。2つ目は、スタッフの小さな行動が利益に影響することを理解してもらうため、の2点です。

共有の方法は、次の3ステップで実施します。

- ①同業種のストラック図を調べて作成する。
- ②まずは、経営幹部やリーダーに共有する。
- ③次に、スタッフ全員に共有する。

①の同業種のストラック図の作成は、インターネットなどで情報収集して自ら作成する、又は税理士などの専門家に作成を依頼する、のどちらかになります。ポイントは、パーセント表示で作成することです。売上を100%とした時の粗利益の割合、固定費の割合、利益の割合という表現です。理由は、金額で表示すると金額に意識が向いて余計な想像が膨らむからです。

次に②で幹部やリーダーと共有します。まず、事前準備で経営者が作成したビジョンを説明して、これから会社が進もうとしている方法性を示します。そしてそのビジョン実現の元となる利益が残る経営が全ての始まりになることを、同業種のストラック図を使って説明します。

説明のポイントは、同業種のストラック図に占める利益の割合が仮に10%であった場合、そこから税金で3%支払い、

借入金の返済を行った残りがビジョン実現の原資となるため、実質は数%しか残らないことを理解してもらうことです。

その上で、利益を生むためには、どのような行動が必要なのかについての意見だしを行います。意見だしの方法は、①売上高アップのための行動②変動費ダウンのための行動③固定費ダウンのための行動でまとめます。

①の売上アップのための行動では、客数と客単価とリピートの3つに分けて考えた方がより意見が出やすくなります。

- ③ここである程度意見がまとめた上で、スタッフと共有していきます。
- ②と同様です。

5. 〈ステップ3〉自社の収支を基にスタッフミーティングを習慣化する。

ある程度スタッフの理解が深まった段階で自社の収支を公開していきます。

その際の公開方法も、金額ではなくパーセントで公開していきます。

ここでのポイントは、当初経営者が作成したビジョン実現のための必要売上高を、スタッフに理解してもらうことです。そして、売上目標達成のための具体的な行動について、スタッフの役割分担を決め、毎月のスタッフミーティングで発表してもらうように仕組化していきます。

スタッフ自身の頑張りが結果として自分に返ってくる、その仕組みが組織に根付いてくれば組織に活気が生まれます。スタッフ一人一人が、自らの行動一つ一つが組織の利益に繋がっているかどうかを意識しながら行動する習慣をつくるためにも、収支をもとにしたスタッフミーティングを取り入れる組織が増えることを切に願っています。

指導センター・生活衛生協会の活動

- 5月 8日 出前インターンシップ (米原市立河南中学校)「生衛業と接客」指導センター
- 16日 生活衛生協会理事会・通常総会、指導センター理事会
- 30日 指導センター評議員会
- 6月 1日 「お肉の教室」を開催 於：立命館大学びわこキャンパス
協力：食肉組合
- 18日 出前インターンシップ (野洲市立野洲小学校) 協力：旅館ホテル組合
- 30日 出前インターンシップ (東近江市立愛東中学校) 協力：理容組合
- 7月 4日 出前インターンシップ (野洲市立野洲小学校)
協力：美容業・クリーニング組合
- 7日 経営相談員会総会および生衛業の感染症対策研修会
於：ロイヤルオークホテル
- 16日 平成26年度滋賀県生活衛生大会、知事・協会長表彰式
於：琵琶湖ホテル
- 18日 近畿ブロック経営指導員会議 (京都市)
- 22日 第1回生衛協会顧問との意見交換会 於：山形屋重右衛門
- 29日 標準営業約款審査会 於：生衛会館
- 31日 県教育委員会主催「学校支援メニューフェア」出展 於：ピアザ淡海
- 8月 1日 近江八幡市学校支援メニューフェアに参加
於：近江八幡市立金田小学校
- 6日 生活衛生関係営業経営改善資金特別融資審査会 於：生衛会館
- 7日 日本政策金融公庫との意見交換会 於：生衛会館
- 19日 生活衛生関係営業経営改善資金特別融資審査会 於：生衛会館
- 9月10日 第1回衛生水準の確保向上推進事業 於：生衛会館
- 29日 経営相談員・経営特別相談員研修会 (たばこ対策・音楽著作権等)
於：ロイヤルオークホテル
- 10月 1日 平成26年度滋賀県生活衛生団体役員等名簿の発行
- 10日 出前インターンシップ (長浜市立北中学校) 協力 旅館ホテル組合
- 15日 出前インターンシップ (米原市立米原中学校)「生衛業と接客」指導センター
- 16日 大津市保健所担当者連絡会議 於：大津市保健所
- 17日 第2回生衛協会顧問との意見交換会 於：湯元館
- 19日 大津市健康フェスティバルに出店
(健康入浴PR、理容組合と共催で毛髪診断) 於：明日都浜大津
- 24日 出前インターンシップ (栗東市立大宝小学校)
協力 喫茶飲食業・美容業組合
- 27日 出前インターンシップ (甲賀市立甲賀第二小学校) 協力 理容組合
- 11月13日 出前インターンシップ (野洲市立三上小学校) 協力 美容業組合
- 17日 経営相談員会研修会 相続税改正・認知症予防対策について
於：松乃荘
- 18日 出前インターンシップ (近江八幡市立北里小学校)
協力 すし・料理組合
- 19日 税務研修会、第2回衛生水準の確保向上推進事業 於：ロイヤルオークホテル
- 20日 生活衛生営業指導センター近畿ブロック会議 (奈良市 旅館平城)
- 24日 生衛業の地域再生と振興事業
(公衆浴場組合と理容組合が連携して大津湯にて実施)
- 30日 クリーニング業務従事者講習会 於：ピバシティ彦根
- 12月 7日 クリーニング師研修会 於：ひこね燦パレス
- 3日 生活衛生協会理事会、指導センター理事会・評議員会合同会議
- 17日 生活衛生関係営業経営改善資金特別融資審査会 於：生衛会館
- 25日 公益法人の運営組織および事業活動の状況に関する立入検査を受ける
- 26日 生活衛生関係営業経営改善資金特別融資審査会 於：生衛会館



お肉の教室



学校支援メニューフェア



経営相談員研修会



大津市健康フェスティバル



税務研修会



クリーニング従事者講習会



協会・指導センター理事会

平成26年度 生衛業地域活性化連携事業

公衆浴場（銭湯）は多くの場合、まちの中心地となる場所に位置し、地域交流のオアシスとなる機能を果たしてきました。しかしながら、生活の質の向上、住宅の近代化により内風呂の普及が進み、利用者の減少に歯止めがかからず、地域交流の場としての役目が十分生かされていない状況にあります。

こういった現状を少しでも改善していくため、当指導センターが全面的に支援し、銭湯を会場に各生衛組合と連携して、地域高齢者、子育て世代等を対象に次の事業に取り組んでいます。

事業名	地域の銭湯を核とした生衛業による地域コミュニティ再生と生衛業振興事業
実施主体	滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合
実施内容	銭湯で中高年のための毛髪診断（理容組合） 於：大津場 冬休み親子映画上映会（興行組合） 於：ユートピアきりしま 午後の安らぎ、プロが教えるドリップコーヒーの極意（喫茶飲食組合） 於：福井湯
次年度以降に行う予定の事業案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域健康ウォーキングの拠点としての銭湯（公衆浴場組合） ・美入浴の実践とメイクアップスクール（美容組合） ・プロが教える滋賀の美味しい肉クッキング教室（食肉・すし料理組合） ・染み抜きホイホイ、プロが教えるクリーニング教室（クリーニング業組合） ・プロが教える滋賀のいいところ再発見スクール（旅館ホテル組合）



11月24日(日) お風呂さんで毛髪診断



後継者育成支援事業 出前インターンシップを実施しました。

理容、美容、旅館ホテル、すし・料理、クリーニングの生活衛生同業組合の協力により、小学校ではキャリア教育の一環として、また中学校では職場体験の事前研修として出前インターンシップを実施しました。実施にあたり、生衛業の説明とお仕事や生活をする上でとても大切なことの一つ「あいさつ」と生衛業の公衆衛生について指導センターからお話しをしました。この事業は、指導センターが公益法人となったことから、特に重点を置いて実施しています。



小中学校で行われているキャリア教育

一人一人が「生きる力」を身に付け、明確な目的意識を持って日々の学校生活に取り組みながら、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、激しい社会の変化の中で将来直面するであろう様々な課題に対応しつつ社会人・職業人として自立していくことができるようにすること。

●5月8日(木)「米原市立河南中学校」

2年生29名を対象に、チャレンジウィーク事業の事前学習として、指導センターから「接客」のお話しと実際に電話機を使って演習をしました。生徒達は、笑顔、礼儀身だしなみ、言葉づかい、あいさつの大切さについて学びました。（指導センター）

●6月18日「野洲市立野洲小学校」

6年生154名が、「女将さんの仕事」についてびわ湖花街道の佐藤社長から、「おもてなし」「旅館という言葉は世界に通じ

る」「ありがたうは魔法の言葉」「夢を叶える」などのお話しを聞き入っていました。（協力：旅館ホテル生活衛生同業組合）

●6月30日(月)「東近江市立愛東中学校」

2年生46名を対象に、指導センターから「あいさつの大切さ」についての講話と、理容組合の小菅常任理事からモデルウィッグを使ってハサミの使い方やロットの巻き方などの実演・実習をしました。ある生徒から、今まであんまり興味なかった理容師ですが、今回の体験でとても興味を持ちました。との感想が寄せられています。（協力：理容生活衛生同業組合）



●7月4日(水)

「野洲市立野洲小学校」

6年生154名が「クリーニング」「美容」「接客」を3つのグループに分かれて行いました。（協力：美容組合・クリーニング組合）



お話を聞いて（受講生の感想文より）

「美容師やクリーニング屋さんのお仕事がよく分かった。社会に出て生活する上で大切なことが沢山あることがわかった。社会に出てから気をつけるのは難しいので、今から気をつけて生活したい。仕事に就くのも一人前になるのも難しいので、今から勉強を頑張りたい。夢を叶えたい。」



●10月10日(金)「長浜市立北中学校」

2年生255人を対象に職場体験の事前学習として、長浜ロイヤルホテル料飲部のマネージャーの第一印象は6秒で決まること。そして、接客時の5つのポイントについてにして事例を交えながらお話ししていただきました。

- ①あいさつ ②笑顔 ③礼儀正しさを
- ④身だしなみ ⑤言葉づかい

(協力：旅館ホテル生活衛生同業組合)

●10月15日(水)「米原市立米原中学校」

2年生69人を対象に職場体験の事前学習として、あいさつを全員に体験してもらいながら「あいさつの大切さと接客」について当センターの谷本専務理事が講義し、併せて職場体験での公衆衛生上の注意点についてお話ししました。

●10月24日(金)「栗東市立大宝小学校」

6年生125人を対象にキャリア教育の一環として喫茶飲食組合では世界や日本チャンピオンのパリストによるラテアートとカプチーノ入れ方を勉強しました。「最初はちゅうちゅとしたものの、とてもおいしかった。家に帰ってからあの味が忘れられなくなるほど印象に残った。」との感想が寄せられています。美容のグループでは、実際にレッスンマネキン使ってカットしたりロットを巻いたりして楽しく実習しました。(協力：喫茶飲食生活衛生同業組合、美容業生活衛生同業組合)



●10月27日(月)「甲賀市立甲南第二小学校」

6年生22人を対象に理容の出前授業を行いました。理容師と美容師の違いや仕事のやりがい、うれしかったことなど理容組合の小菅常任理事からお話をいただきました。

した。レッスンマネキン使って髪の毛を切った感想は、「簡単やと思ってたが実際やってみると難しかった。ハサミの持ち方も難しかった」(協力：理容生活衛生同業組合)

●11月13日(木)

「野洲市立三上小学校」

6年生43名を対象に講師として美容組合の荒川副理事長お願いし、美容の出前授業を行いました。



先生から次のようなお礼の言葉が寄せられています。

美容師さんや理容師さんの仕事は子どもにとってはなじみのあるもの。しかし、見ただけでは分からない苦労や日頃疑問に思っていることを話していただいていたありがたいかったです。また、体験により仕事の難しさも「この仕事やってみたくない」という気持ちも感じることが出来たのではないかと思います。ベテランの美容師さんと若手の美容師さんが来て下さって、両方の立場ならでのお話を聞かせていただけただけでも良かったです。特に、パーマのロットを巻くところで「最初はみんなこんなだった」という言葉から、子ども達は一生懸命学ぶことの大切さを学んだようです。

●11月18日(火)「近江八幡市立北里小学校」

なかよし学級の児童9人と保護者を対象にすしの出前授業を行いました。子ども達ははにぎりや巻き寿司などの実演を見てすし職人の華麗な手さばきに目が釘付けになり、実際に細巻きやいなり寿司に挑戦していただきました。実施に先立ち、仕事をする上で大切な「あいさつ」について当センターの谷本専務理事がお話ししました。



組合の組織強化拡大と業界発展のため、生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう！

生活衛生同業組合は、営業者の自主的な活動組織であり、国や県の指導を受け、地域の経済活性化に貢献しています。加入により色々な恩恵が受けられます。県内には、10の組合が設立されています。組合に加入すると、次のようなメリットがあります。

～組合加入のメリット～

1. 日本政策金融公庫の融資が有利な条件(低金利、返済期間、借入金額等)での融資や無担保・無保証人などの貸付制度が利用できます。
2. 融資、経営、税務、労務、衛生などの経営相談が受けられます。
3. 各種研修会、講習会に参加して色々な知識や技能が習得出来ます。
4. 各種の業界情報が、迅速に入手できます。
5. 県内の組合、行政や業界との人的ネットワークづくりができ、経営に生かすことが出来ます。
6. 必要な情報や地域に密着した話題等の最新情報が定期的に得られます。
7. 組合の取り扱う賠償共済や保険制度に加入し、万一に備えることが出来ます。



指導センター・生衛協会これからの事業

- 2月23日(月) 経営特別相談員養成講習会
主催/滋賀県 於: 滋賀県庁会議室
- 3月2日(月) 納税申告会 於: 生衛会館
- 3月下旬 経営相談員会幹事会
- 3月27日(金) 指導センターおよび生衛協会理事会 於: 生衛会館

平成26年分

確定申告

申告書の作成は 国税庁ホームページが おすすめ

確定申告 検索

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

Step2 ネットを使って e-Taxへ送信

印刷して送付

申告と納税

所得税および復興特別所得税 贈与税	平成27年 3月16日(月)まで	消費税および地方消費税 (個人事業者)	平成27年 3月31日(火)まで
-------------------	------------------	---------------------	------------------

平成25年分から平成26年分まで、消費税納税額(課税として申告の消費税額の2%)を算出併せて申告・納付することになっています。確定申告書の作成に当たっては、「国税庁ホームページ」の記載を必ずご確認ください。

指導センターからのお知らせ

冬は特にご注意ください！

ノロウイルス

による

食中毒

**食中毒は夏だけではありません。
ウイルスによる食中毒が
冬に多発しています!!!**

ノロウイルスQ&A

検索

ノロウイルスによる感染について

感染経路	症状
<p><食品からの感染></p> <ul style="list-style-type: none"> ●感染した人が調理などをして汚染された食品 ●ウイルスの蓄積した、加熱不十分な二枚貝など <p><人からの感染></p> <ul style="list-style-type: none"> ●患者のふん便やおう吐物からの二次感染 ●家庭や施設内などでの飛沫などによる感染 	<p><潜伏時間> 感染から発症まで24~48時間</p> <p><主な症状></p> <ul style="list-style-type: none"> ●吐き気、おう吐、下痢、腹痛、微熱が1~2日続く。感染しても症状のない場合や、軽い風邪のような症状のこともある。 ●乳幼児や高齢者は、おう吐物を吸い込むことによる肺炎や窒息にも要注意

ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

調理する人の

健康管理

- 普段から感染しないように食べものや家族の健康状態に注意する。
- 症状があるときは、食品を直接取扱う作業をしない。
- 症状があるときに、すぐに責任者に報告する仕組みをつくる。

作業前などの

手洗い

- 洗うタイミングは、
 - ◎トイレに行ったあと
 - ◎調理施設に入る前
 - ◎料理の盛付けの前
 - ◎次の調理作業に入る前
- 汚れの残りやすいところをていねいに
 - ◎指先、指の間、爪の間
 - ◎親指の周り
 - ◎手首

調理器具の

消毒

- 塩素消毒**
- 洗剤などで十分に洗浄し、**塩素濃度200ppmの次亜塩素酸ナトリウム**で浸しながら拭く。(0.02%)
- ※消毒用エタノールや逆性石鹼(塩化ベンザルコニウム)はあまり効果がありません。
- ※洗剤などで十分に洗浄し、熱湯で加熱する方法も有効です。

ノロウイルスの感染を広げないために

食器・環境・リネン類などの

消毒

- 感染者が使ったり、おう吐物が付いたものは、他のものと分けて洗浄・消毒します。
- 食器等は、食後すぐ、厨房に戻す前に塩素消毒液に十分浸し、消毒します。
- カーテン、衣類、ドアノブなども塩素消毒液などで消毒します。
 - 次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食性があります。金属部(ドアノブなど)消毒後は十分に薬剤を拭き取りましょう。
- 洗濯するときは、洗剤を入れた水の中で静かにもみ洗いし、十分すすぎます。
 - 85℃で1分以上の熱水洗濯や、塩素消毒液による消毒が有効です。
 - 高温の乾燥機などを使用すると、殺菌効果は高まります。

おう吐物などの

処理

- 患者のおう吐物やおむつなどは、次のような方法で、すみやかに処理し、二次感染を防止しましょう。ノロウイルスは、乾燥すると空中に漂い、口に入って感染することがあります。
 - 使い捨てのマスクやガウン、手袋などを着用します。
 - ペーパータオル等で静かに拭き取り、塩素消毒後、水ぶきをします。
 - 拭き取ったおう吐物や手袋などは、ビニール袋に密閉して廃棄します。その際、できればビニール袋の中で1000ppmの塩素消毒液に浸します。(0.1%)
 - しぶきなどを吸い込まないようにします。
 - 終わったら、ていねいに手を洗います。